事　務　連　絡
平成２１年８月３日

各 ⎛都道府県⎞ 衛生主管部（局）　御中
　 ⎝保健所設置市⎠

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

対シンガポール輸出食肉の取扱いについて

標記については、平成２１年５月１４日付け食安発第0514001号により通知したところですが、シンガポール農食品獣医庁（以下、「ＡＶＡ」という。）より、１枚の衛生証明書で、豚肉及び牛肉について各々２種以上の部位を輸出する際は、「Name of Products」の欄に「冷凍豚肉（Frozen Pork）」、「冷蔵骨なし牛肉（Chilled Boneless Beef）」等と記載するとともに「See Annex」と記載し、別添の事項を記載した Annex を添付するよう要請があったため、今後、検査証明書の発行に当たっては、十分留意し発行されるようお願いします。

Annex

衛生証明書番号 No:
日付 Date:
施設番号:

the type of meat	number of cartons	net weight

【記載例】

Annex

衛生証明書番号 No: ○○○
日付 Date:July 13, 2009
施設番号:○-1

the type of meat	number of cartons	net weight(Kg)
Strip Loin	3	100